

看護師等によるALS患者の在宅療養 支援に関する分科会について

1 趣旨

在宅のALS患者に対するたんの吸引行為についての患者・家族の負担の軽減を図るための方策について、「新たな看護のあり方に関する検討会」の下に分科会として位置付け、検討を行うもの

2 検討課題

- 在宅ALS患者の療養生活の質の向上を図るための看護師等の役割
- ALS患者に対するたんの吸引行為の医学的・法的整理

3 メンバー構成

別紙1のとおり

4 検討経過

別紙2のとおり

(別紙1)

看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会
メンバー（五十音順）

伊藤道哉 東北大学大学院医学系研究科講師

川村佐和子 東京都立保健科学大学保健科学部
看護学科教授

五阿弥宏安 (株)読売新聞社論説委員

平林勝政 國學院大學副学長・法学部教授

福永秀敏 国立療養所南九州病院長

星北斗 (社)日本医師会常任理事

○ 前田雅英 東京都立大学法学部教授

山崎摩耶 (社)日本看護協会常任理事

(○：座長)

「看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会」開催経過

	開催日時	議題
第1回	平成15年 2月3日(月) 17:00~19:00	① ALS(筋萎縮性側索硬化症)に関する概況説明 ② 看護師がALS患者に行う一時的吸引法について
第2回	2月10日(月) 17:00~19:00	患者家族等関係者からのヒアリング
第3回	2月19日(水) 10:00~12:00	在宅のALS患者に対するたんの吸引行為についての患者・家族の負担の軽減を図るための方策について
第4回	3月10日(月) 17:00~19:00	在宅ALS患者対策の現状と課題について
第5回	3月26日(水) 10:00~12:00	① 在宅ALS患者対策の現状と課題について ② たんの吸引の医学的整理
第6回	4月15日(火) 17:30~20:00	① 在宅ALS患者対策の現状と課題について ② これまでの議論の整理
第7回	4月22日(火) 10:00~12:00	① 家族以外の者がたんの吸引を行う場合の条件について ② これまでの議論の取りまとめ
第8回	5月13日(火) 18:00~20:00	報告書案について
	6月9日(月)	報告書公表

「看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会」報告書について

1 検討会の目的と検討経緯

- 在宅のALS患者に対するたんの吸引行為についての患者・家族の負担の軽減を図るための方策について、「看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会」において、平成15年2月3日から5月13日まで計8回にわたり検討を行った。
- 第8回検討会において、報告書の取りまとめの議論が行われ、当日の意見を踏まえた修正について座長預かりとなった。
- 6月9日に、最終的に報告書が取りまとめられ、公表されたところ。

2 報告書の概要

(1) 在宅ALS患者の療養環境の向上を図るための措置について

- 患者のQOLの向上や患者・家族の負担軽減を図り、円滑な在宅療養生活を送ることができるようになるため、以下のような施策を総合的に推進する必要がある。
 - ① 訪問看護サービスの充実と質の向上
 - ② 医療サービスと福祉サービスの適切な連携確保
 - ③ たんの自動吸引装置など在宅療養を支援する機器の開発・普及の促進
 - ④ 家族の休息の確保（ホームヘルプサービス事業、ショートステイ事業など）

(2) たんの吸引行為について

- たんの吸引は、その危険性を考慮すれば、医師又は看護職員が行うことが原則。
- しかしながら、大部分の在宅ALS患者において、家族がたんの吸引を行っており、その負担軽減が求められている。
- このような現状にかんがみ、家族以外の者によるたんの吸引の実施についても、以下の一定の条件の下では、当面の措置として行うこともやむを得ないものと考えられる。
- 今回の措置の取扱いについては、今後の在宅療養環境の変化に応じて適宜見直すことが必要であり、3年後に、今回の措置の実施状況や在宅ALS患者を取り巻く療養環境の整備状況について把握した上で確認すべきで

ある。

<一定の条件>

① 療養環境の管理

- ・ 入院先の医師及び看護職員は、患者が在宅に移行する前に、家族や在宅患者のかかりつけ医、看護職員、保健所の保健師等、在宅療養に関わる者の役割や連携体制などを把握・確認するなど。

② 在宅患者の適切な医学的管理

- ・ 在宅患者に対して定期的な診療や訪問看護を行う。

③ 家族以外の者に対する教育

- ・ 家族以外の者に対して、かかりつけ医や訪問看護職員が、ALSやたんの吸引についての必要な知識を習得させ、当該患者についてのたんの吸引方法について指導を行う。

④ 患者との関係

- ・ 患者は、③において教育を受けた家族以外の者が自己のたんの吸引を行うことについて文書により同意する。

⑤ 医師及び看護職員との連携による適正なたんの吸引の実施

- ・ 適切な診療や訪問看護体制がとられていることを原則とし、家族以外の者は、医師や訪問看護職員との間において密接な連携の下でたんの吸引を実施する。
- ・ 家族以外の者が行うたんの吸引は、口鼻腔内及び気管カニューレ内部までの吸引を限度とする。

⑥ 緊急時の連絡・支援体制の確保

(3) その他

- 在宅医療に携わる者の行う業務や今後の医療と福祉の役割分担も含めた在宅医療の在り方についての議論については、今後の検討課題として早急に検討されるべきである。

同意書(例)

平成 年 月 日

氏名 (家族以外の者の氏名) 様

住所 (家族以外の者の住所)

患者氏名 (署名又は記名押印)

私は、あなたがたんの吸引を行うことに同意いたします。

代理人・代筆者氏名

(署名又は記名押印)

同席者氏名

(署名又は記名押印)

※ 患者が未成年者である場合又は患者が署名若しくは記名押印を行うことが困難な場合には、家族等の代理人・代筆者が記入し、当該代理人・代筆者も署名又は記名押印を行ってください。この場合、第3者が同席し、当該同席者も署名又は記名押印を行うことが望ましいものです。